香芝市　国民健康保険　新型コロナウイルスに係る傷病手当金　支給判定

令和2年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症に感染し（または感染の疑いがあり）、その療養のために出勤できなかった。

→ いいえ → 対象外　無症状の濃厚接触者の方は対象外です。

↓ はい

療養中に香芝市の国民健康保険に加入していた

→ いいえ → 対象外　療養中に加入していた健康保険にお問い合わせください。

↓ はい

被用者として給与の支払いを受けていた。

→ いいえ → 対象外　個人事業主の方などで、給与の支払いを受けていない方は対象外です。

↓ はい

感染した、または感染の疑いがあったことを事業主によって証明してもらえる。（※）

→ いいえ → 国保医療課までご相談ください。

↓ はい

療養のために出勤できなかった期間が連続で３日あり、４日目以降も出勤できなかった日がある。

→ いいえ → 対象外

↓ はい

療養のために出勤できなかった期間の４日目以降で給与に代わる手当が全く支給されなかった。
または本来の給与の２/3未満の手当しか支給されなかった。

→ いいえ → 対象外

↓ はい

支給対象となります。

（※）事業主による証明（症状、療養期間等について）は、事業主が把握している内容と相違ないことを確認していただくためのものです。実際に新型コロナウイルス感染症に感染していたか否かを証明していただくためのものではありません。